

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

平成30年5月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について

鳥取県営住宅の明渡し等の請求について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

鳥根県松江市 亡入居者相続財産

2 請求の趣旨

県営住宅亡入居者の相続財産に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該県営住宅に係る未納の家賃の支払及び訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し及び未納の家賃の支払について、仮執行の宣言を求める。

3 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。